

## (2) 動物の飼い主の責任

動物の飼い主は、「命あるもの」である動物の所有者として、動物を愛護し適切に管理する責任があります。動物の種類や習性などに応じて適正に飼養し、動物の健康と安全を守るとともに、動物が人に危害を加えたり、鳴き声や悪臭などで周囲に迷惑を及ぼすことがないように努めなくてはなりません。

また、動物の飼い主は、できる限りその動物が命を終えるまで適切に飼養すること(終生飼養)とし、むやみに繁殖させることのないように不妊去勢手術などをすること、動物同士や動物から人にうつる病気(感染症)の知識を持ち、予防に注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップや迷子札などの標識をつけることに努めなくてはなりません。

近年では、飼養放棄された猫が原因で多くの子猫が殺処分されています。不幸な命を増やさないためにも、飼い主は最後まで責任をもって飼うことが必要です。

⇒詳しくは p8「2 飼い主に守ってほしい7か条」

## (3) 動物を適正に取り扱うガイドライン

人の管理下にある動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)を4つに分類し、それについて、適正に動物を取り扱うためのガイドラインが定められています。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 <b>「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」</b>
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物(動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど) <b>「展示動物の飼養及び保管に関する基準」</b>
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 <b>「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」</b>
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 <b>「産業動物の飼養及び保管に関する基準」</b>

また、動物の飼い主(所有者)は飼っている動物にマイクロチップや迷子札などを付けて所有者を明らかにすること、動物を殺す場合にはできる限りその動物に苦痛を与えない方法で行うことなどのガイドラインも定められています。

**「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」**  
**「動物の殺処分方法に関する指針」**